

解体工事業登録及び届出等の手引書

平成 27 年 4 月 1 日

編集：静岡県交通基盤部建設経済局建設業課

改訂	平成 27 年 5 月 14 日
改訂	平成 30 年 4 月 1 日
改訂	令和 3 年 1 月 1 日
改訂	令和 3 年 4 月 1 日
最終改訂	令和 5 年 4 月 14 日

目次

第1	解体工事業者登録制度の背景	1
1	建設リサイクル法について	
2	解体工事業者の登録と建設業許可との関係	
3	登録のための要件	
4	罰則について	
第2	解体工事業者登録の手続	4
1	手続に係る書類の提出先	
2	提出上の注意	
3	解体工事業者登録申請（新規・更新）	
4	解体工事業者登録変更事項の届出	
5	解体工事業者登録業者の廃業の届出	
6	建設業許可（土木工事業、建築工事業、解体工事業のいずれか）を受けた場合の届出	
7	登録簿の閲覧	
8	省令第7条で定める基準（技術管理者の要件を満たす資格）	
第3	解体工事業者の義務	10
1	標識の掲示	
2	帳簿の記載事項	
第4	その他	12
1	解体工事業者登録に係る個人情報の取扱いについて	
2	注記	
第5	登録申請書等の記載例	14
	・ 解体工事業者登録申請書（省令別記様式第1号）	
	・ 誓約書（省令別記様式第2号）	
	・ 実務経験証明書（省令別記様式第3号）	
	・ 登録申請者の調書（省令別記様式第4号）	
	・ 解体工事業者登録事項変更届出書（省令別記様式第6号）	
	・ 通知書（県規則様式第1号）	
	・ 廃業等届出書（県規則様式第2号）	

第1 解体工事業者登録制度の背景

1 建設リサイクル法について

解体工事業者の登録制度は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）（平成12年法律第104号）に基づき行われています。この法律の目的は、特定の建設資材（コンクリート、アスファルト、木材等）について、分別解体及び再資源化等を促進するための措置をとるとともに、解体工事業者の登録制度などにより、資源の有効な利用及び廃棄物の適正な処理を確保することです。法律の概要は以下のとおりです。

（1）建設物等に関する分別解体及び再資源化等の義務

ア 一定規模以上の建設物その他の工作物に関する建設工事（対象建設工事）については、一定の技術基準に従い、建設物等に使用されている特定の建設資材を分別解体等により現場で分別する必要があります。

イ 分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化等が義務付けられ、リサイクルを推進する必要があります。

（2）分別解体及び再資源化等の実施の確保

発注者による工事の事前届出や元請業者から発注者への事後報告、現場における標識の掲示により、適正な分別解体及び再資源化等の実施を確保する必要があります。

（3）発注者・受注者間の契約手続

ア 対象建設工事を請け負う元請業者は発注者及び下請け業者に対し、分別解体の計画等について書面を交付して説明する必要があります。

イ 対象建設工事の契約書面においては、分別解体の方法、解体工事に要する費用等を明記する必要があります。

（4）解体工事業者の登録制度の創設

ア 解体工事業者は、都道府県知事の登録を受ける必要があります。ただし、土木工事業、建築工事業、解体工事業のいずれかの建設業許可を有する者は登録が不要です。

イ 解体工事業者は、技術管理者（工事現場における解体工事の施工の技術上の管理をつかさどる者で主務省令で定める基準に適合するもの）を選任する必要があります。

（5）再資源化の促進

発注者（国、地方公共団体、民間発注者等）に対し、再資源化で得られた建設資材の利用を要請し、再資源化を促進する必要があります。

2 解体工事業の登録と建設業許可との関係

解体工事業を営もうとする場合、建設業の許可^(注1)又は解体工事業の登録が必要になります。

	解体工事業の登録	建設業の許可
請負契約締結可能な工事	①工作物の解体を行う工事又は総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を解体する工事を行う場合は、工事全体の請負代金の額が1件500万円未満の工事 ②総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を解体する工事は、工事全体の請負代金の額が1件1,500万円未満の工事又は延べ面積が150㎡未満の木造住宅の解体工事	1件500万円以上の建設工事(解体工事を含む。)等も可能
施工可能場所	登録を受けた都道府県	全国で可能
申請先	解体工事を施工する場所(区域)を所管する都道府県 ^(注2)	全ての営業所が1つの都道府県にある場合は当該都道府県 営業所が2以上の都道府県にある場合は国土交通省
技術者	1名以上(技術管理者)	営業所ごとに必要(営業所の専任技術者)

(注1) 建設業許可(土木工事業、建築工事業、解体工事業のいずれか)を有する者は登録を受けずに登録の範囲内の解体工事を請け負うことが可能です。

(注2) 「解体工事を施工する場所(区域)」とは、営業所の所在地とは限りません。A県に営業所を持つ解体工事業者が、A県とB県とで解体工事業を行う場合は、A県とB県の両県の知事の登録を受けなければなりません。

3 登録のための要件

次の条件に該当する者又は登録申請書類等に虚偽の記載があったり、重要な事実の記載がない場合は、登録を受けられません。

登録を受けられない条件(登録の拒否又は取消しとなる事由)

①解体工事業の登録を取り消された日から、2年を経過していない者
②解体工事業の登録を取り消された法人において、その処分日の前30日以内に役員であり、かつその処分の日から2年を経過していない者
③解体工事業の業務停止を命ぜられ、その停止期間が経過していない者
④建設リサイクル法又は建設リサイクル法に基づく処分に違反して罰金以上の刑罰を受け、その執行が終わった又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者
⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
⑥解体工事業者が法人の場合で、役員の中に上記①から⑤のいずれかに該当する者がいるとき
⑦解体工事業者が未成年者で、法定代理人が上記①から⑥のいずれかに該当するとき
⑧建設リサイクル法第31条に規定する者(技術管理者 ^注)を選任していないとき
⑨上記⑤の者が事業活動を支配する者

(注) 技術管理者とは、解体工事現場で施工の技術上の管理をつかさどる者です。登録後、解体工事を請け負って施工する場合には、技術管理者に解体工事に従事する他の者の監督をさせなければなりません。

4 主な罰則について

解体工事業登録に関し、建設リサイクル法に違反した場合、下表の罰則が科されます。

①登録を受けないで解体工事業を営業した場合	1年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金
②不正の手段によって解体工事業の登録(登録の更新を含む)を受けた場合	
③事業の停止命令に違反して解体工事業を営業した場合	
④登録事項の変更の届出をしなかった場合	30万円以下の罰金
⑤登録事項の変更の際、虚偽の届出をした場合	
⑥登録取消しの事実を発注者に通知しなかった場合	20万円以下の罰金
⑦技術管理者を選任しなかった場合	
⑧解体工事業登録の廃業等の届出をしなかった場合	10万円以下の過料
⑨解体工事業者の標識を掲示しなかった場合	
⑩解体工事業者で帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった場合	

(注意) ①から⑦に該当する行為を従業員等が行い処罰される場合には、当該従業員を雇用している法人又は人も相当する罰金刑が科されます。

第2 解体工事業登録の手続

1 手続に係る書類の提出先

主たる営業所の所在地（県外業者は県内の営業所の所在地、県内に営業所がない場合は施工場所）を管轄する土木事務所総務課建設業班に書類を提出してください（郵送での受付はしておりません。）。

申請書の標準処理期間は、受付日から20日（補正期間及び行政庁の休日を除く。）です。平成27年4月から、登録申請者（役員又は事業主）の、登録の拒否又は取消事由該当の有無を関係機関に照会しています。照会の回答に時間を要した場合、登録通知の発送が標準処理期間より遅くなる場合があります。あらかじめ御承知おきください。

名 称	電 話 番 号	所 在 地	主たる営業所又は施工場所
建設業課	054-221-3058	静岡市葵区追手町9-6	
下田土木事務所	0558-24-2104	下田市中531-1	下田市、賀茂郡（東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町）
熱海土木事務所	0557-82-9162	熱海市水口町13-15	熱海市、伊東市
沼津土木事務所	055-920-2203	沼津市高島本町1-3	沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡函南町、駿東郡（清水町、長泉町、小山町）
富士土木事務所	0545-65-2458	富士市本市場441-1	富士宮市、富士市
静岡土木事務所	054-286-9309	静岡市駿河区有明町2-20	静岡市
島田土木事務所	0547-37-5245	島田市道悦5-7-1	島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、榛原郡（吉田町、川根本町）
袋井土木事務所	0538-42-3212	袋井市山名町2-1	磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、周智郡森町
浜松土木事務所	053-458-7256	浜松市中区中央1-12-1	浜松市、湖西市

2 提出上の注意

- ・正本1通、副本2通を提出してください。
- ・申請書類及び届出書類中の証明日は、申請日（受付日）から1か月以内のものを有効とします。
- ・住民票、商業登記簿謄本等の添付書類の有効期間は、内容に変更が無い限り、3か月以内のものを有効とします。
- ・住民票は、個人番号の記載がないものを提出してください。また、登録の拒否又は取消事由の有無の確認を行うため、本籍地の記載があるものを提出してください。

3 解体工事業登録申請（新規・更新）

（1）提出書類（印影の写しは不可）

様式の名義	様式番号	記載上・提出上の注意
解体工事業登録申請書	省令 ^{注記1} 別記様式第1号	【登録手数料】 新規…3万3千円 更新…2万6千円 （県証紙を必要金額分、解体工事業登録申請書の指定箇所に貼付して納付）
誓約書	省令別記様式第2号	・申請者が解体工事業に関し、成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合は、申請者の欄の下欄に法定代理人の氏名を記入し、法定代理人の印を押印
技術管理者が基準に適合する者であることを証する書面（実務経験証明書）	省令別記様式第3号（実務の場合）	・更新申請の場合で、新規申請又は前回の登録の更新申請の際に、申請者以外の第三者が証明したものは、新規申請時の写しをもって申請の添付書類と代えることが可能
技術管理者が基準に適合する者であることを証する書面	（資格の場合）	・省令第7条で定める基準ごとに必要となる資格証明書等の写し
登録申請者の調書	省令別記様式第4号	【法人】 ・法人「本人」の調書及び役員全員の調書（法人である場合の役員が、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合は、役員並びに法定代理人の調書及び住民票が必要）
		【個人】 ・事業主「本人」の調書
住民票（抄本）		【法人】役員 ^{（注）} （本籍地の記載のあるもの） 【個人】事業主（本籍地の記載のあるもの）
商業登記簿謄本		法人の場合のみ添付

（注）総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者の住民票は不要

4 解体工事業登録事項変更の届出

(1) 提出書類（変更の日から 30 日以内に届出してください）

解体工事業登録事項変更届出書（省令別記様式第 6 号）に加えて、下表の添付書類を提出（正本 1 通、副本 2 通提出。印影の写しは不可。）。

変更内容	届出書類及び添付書類
商号、名称又は氏名及び住所	【法人】 商業登記簿謄本
	【個人】 住民票の抄本
代表者（法人の場合）	・ 商業登記簿謄本
営業所の名称及び所在地 （支店も含む。）	【法人】 商業登記簿謄本 （登記簿の変更を必要とする場合に限る。）
	【個人】 なし
法人の役員の氏名	・ 誓約書（省令別記様式第 2 号）（就任の場合のみ） ・ 登録申請者調書（省令別記様式第 4 号）（就任した者のみ） ・ 商業登記簿謄本 ・ 住民票の抄本 ^{（注）} （就任役員）（要本籍地記載）
登録を受けている者が未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名）	・ 誓約書（省令別記様式第 2 号） ・ 登録申請者の調書（省令別記様式第 4 号） ・ 商業登記簿謄本（法定代理人が法人の場合に限る）
技術管理者の変更	・ 技術管理者が省令第 7 条に定める基準に適合する者であることを証する書面

（注）総株主の議決権の 100 分の 5 以上を有する株主若しくは出資の総額の 100 分の 5 以上に相当する出資をしている者の住民票は不要

(2) 変更における注意点

登録を受けた者が、次のような変更をする場合は、改めて登録を受け直す必要があります（登録番号を引き継ぐことはできません）。

- ア 登録を受けていた個人事業者が法人化をした場合
- イ 登録を受けていた個人事業主が引退し、相続人が事業を継承する場合
- ウ 登録を受けていた法人が解散し、個人で新たに事業を開始する場合

5 解体工事登録業者の廃業の届出

(1) 提出書類（廃業の事実のあった日から 30 日以内に届出してください）

ア 廃業等届出書（県規則^{注記2}様式第 2 号）

イ 届出者と廃業した者が異なる場合は、届出者との関係が確認できる書面を添付

(2) 廃業等の届出事項と届出をすべき者

	廃業等の届出事項	届出をすべき者
1	登録を受けた個人の事業主が死亡したとき	相続人
2	法人が合併により消滅したとき	法人を代表する役員であった者
3	法人が破産により解散したとき	破産管財人
4	法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき	清算人
5	静岡県内において解体工事業を廃止したとき	個人である場合は当該個人、法人である場合は当該法人を代表する役員

6 建設業許可（土木工事業、建築工事業、解体工事業のいずれか）を受けた場合の届出

建設業の許可を受けた日から 30 日以内に、以下の書類を提出してください。

ア 通知書（県規則^{*2}様式第 1 号）

イ 建設業許可通知書の写し

7 登録簿の閲覧

建設業許可申請書等閲覧所に併設（静岡県庁本館 2 階）

閲覧時間は、開室日の午前 9 時から午後 5 時までです。

8 省令第7条で定める基準（技術管理者の要件を満たす資格）

A	次のいずれかに該当する者	
1	大学で土木工学科等 ^(注1) を修めて卒業し、解体工事に関し2年以上の実務経験を有する者	
2	高等専門学校で土木工学科等 ^(注1) を修めて卒業し、解体工事に関し2年以上の実務経験を有する者	
3	高等学校で土木工学科等 ^(注1) を修めて卒業し、解体工事に関し4年以上の実務経験を有する者	
4	中等教育学校 ^(注2) で土木工学科等 ^(注1) を修めて卒業し、解体工事に関し4年以上の実務経験を有する者	
5	解体工事に関し8年以上の実務経験を有する者	
B	次のいずれかの資格を有する者	
1	建設業法	1級建設機械施工管理技士
2		2級建設機械施工管理技士（種別「第1種」又は「第2種」に限る。）
3		1級土木施工管理技士
4		2級土木施工管理技士（種別「土木」に限る。）
5		1級建築施工管理技士
6		2級建築施工管理技士（種別「建築」又は「躯体」に限る。）
7	建築士法	1級建築士
8		2級建築士
9	職業能力開発促進法	1級とび・とび工の技能検定に合格した者
10		2級とび・とび工の技能検定に合格後、解体工事に関し1年以上の実務経験を有する者
11	技術士法	技術士（2次試験のうち建設部門に合格したものに限る。）
C	次のいずれかに該当する者で、国土交通大臣が実施する講習又は登録した講習 ^(注3) を受講した者	
1	大学で土木工学科等 ^(注1) を修めて卒業し、解体工事に関し1年以上の実務経験を有する者	
2	高等専門学校で土木工学科等 ^(注1) を修めて卒業し、解体工事に関し1年以上の実務経験を有する者	
3	高等学校で土木工学科等 ^(注1) を修めて卒業し、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者	
4	中等教育学校 ^(注2) で土木工学科等 ^(注1) を修めて卒業し、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者	
5	解体工事に関し7年以上の実務経験を有する者	
D	国土交通大臣の登録を受けた試験 ^(注4) に合格した者	
E	国土交通大臣が上記A～Dと同等以上の知識及び技能を有すると認定した者	

(注1) 土木工学科等とは、土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。）、建築学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科に関する学科をいう。

(注2) 中等教育学校は、いわゆる中高一貫教育で卒業後は高等学校卒業と同等となる学校のことをいう。

(注3) 「国土交通大臣が登録した講習」は、下記の2団体が実施する解体工事施工技術講習会のことをいう。

(注4) 「国土交通大臣の登録を受けた試験に合格した者」とは、下記の2団体が実施する解体工事施工技士の試験に合格した者が該当する。

- ・公益社団法人全国解体工事業団体連合会
- ・(株)日本解体工事技術協会…平成20年12月31日廃止

受講修了証や合格証明書の再発行などの事務の一部については、公益社団法人全国解体工事業団体連合会に引き継がれています。

第3 解体工事業者の義務

1 標識の掲示

営業所及び解体工事現場ごとに、公衆の見やすい場所に次の事項を掲げなければなりません。

- ア 商号、名称又は氏名
- イ 法人である場合、その代表者の氏名
- ウ 登録番号
- エ 登録年月日
- オ 技術管理者の氏名

営業所に掲示する標識には、登録してある技術管理者のいずれかの氏名を記載してください。また、解体工事現場に掲示する標識には、解体工事を管理・監督する者として登録してある技術管理者の氏名を記載してください。

別記様式第7号（第8条関係）

35センチメートル以上	
解 体 工 事 業 者 登 録 票	
商号、名称又は氏名	静岡建設（株）
法人である場合の代表者の氏名	静岡 清太郎
登録番号	静岡県知事（登 ○○ ）第 ○○○○ 号
登録年月日	平成 ○○年 ○ 月 ○ 日
技術管理者の氏名	駿府 次郎

備 考

技術管理者の氏名は、解体工事の現場に掲げる場合にあつては、当該現場に置かれる技術管理者の氏名とする。

2 帳簿の記載事項

(1) 営業所ごとに帳簿を備え、営業所に関する次の事項を記載し、保存しなければなりません。

- ア 注文者の氏名又は名称及び住所
- イ 施工場所
- ウ 着工年月日及び竣工年月日
- エ 工事請負金額
- オ 技術管理者の氏名

- (2) 帳簿の様式は、省令に定められています(省令別記様式第8号)。ただし、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法により、一定の事項を確実に記録しておくことができる物に記録され、必要に応じ解体工事業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができます。
- (3) 帳簿は解体工事ごとに作成し、契約の書面(建設業法第19条第1項^{注記3}又は第2項^{注記4}の規定によるもの)又はその写しを添付しなければなりません。ただし、当該工事が対象建設工事の全部又は一部である場合は、契約の書面に加えて次の書類を添付しなければなりません。
- ア 分別解体等の方法、解体工事に要する費用その他の省令で定める事項を記載し、かつ署名又は記名押印をした書面又はその写し
- イ アに規定する事項に変更が生じた場合、その変更の内容を記載し、かつ署名又は記名押印をした書面又はその写し
- (4) 解体工事業者は、帳簿及び添付書類を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後5年間当該帳簿及び添付書類を保存しなければなりません。

別記様式第8号(第9条関係)

(A4)

注文者の氏名又は名称	東海 太郎
注文者の住所	郵便番号(420-0000) 静岡市〇×町▲番 電話番号(054)〇×▲-〇×▲
施工場所	静岡市〇×町▲番
着工年月日及び竣工年月日	自平成〇〇年〇月〇日 至平成××年×月×日
工事請負金額	〇〇〇,〇〇〇円
当該工事に係る技術管理者の氏名	駿府 次郎

第4 その他

1 解体工事業登録に係る個人情報の取扱いについて

静岡県が、解体工事業登録及び当該登録に係る申請等により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

ア	解体工事業登録の申請等に係る審査事務
イ	解体工事業登録の申請等を行った者に対する指導監督処分等の事務
ウ	建設リサイクル法第26条に基づく解体工事業者登録簿の閲覧の実施
エ	静岡県個人情報保護条例(平成14年静岡県条例第58号)第11条第2項の規定による次の利用又は提供 ①本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき ②静岡県が所掌事務の遂行に必要な限度で内部利用する場合であって、相当の理由があるとき ③国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が、所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で利用する場合であって、相当の理由があるとき ④専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供するとき ⑤その他提供することについて特別の理由があるとき

2 注記

1	解体工事業登録に係る登録等に関する省令
2	建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律施行細則
3	建設業法第19条第1項 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。 ①工事内容 ②請負代金の額 ③工事着手の時期及び工事完成の時期 ④工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容 ⑤請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払いの定めをするときは、その支払いの時期及び方法 ⑥当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め ⑦天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め ⑧価格等（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第2条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更

	<p>⑨工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め</p> <p>⑩注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め</p> <p>⑪注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引き渡しの時期</p> <p>⑫工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法</p> <p>⑬工事の目的物が種類又は品質に関して契約内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容</p> <p>⑭各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金</p> <p>⑮契約に関する紛争の解決方法</p> <p>⑯その他国土交通省令で定める事項</p>
※4	<p>建設業法第19条第2項</p> <p>請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。</p>

第5 登録申請書等の記載例

- ・ 解体工事業登録申請書（省令別記様式第1号）
- ・ 誓約書（省令別記様式第2号）
- ・ 実務経験証明書（省令別記様式第3号）
- ・ 登録申請者の調書（省令別記様式第4号）
- ・ 解体工事業登録事項変更届出書（省令別記様式第6号）
- ・ 通知書（県規則様式第1号）
- ・ 廃業等届出書（県規則様式第2号）

表面

<h2 style="margin: 0;">解体工事業登録申請書</h2>				証紙はり付け欄 （消印してはならない。）
該当しないものを二重線で消してください。		※登録番号	行政庁記入欄です。 記入しないでください。	
登録の種類	新規・更新	※登録年月日		
この申請書により、解体工事業の登録の申				受付日を記入してください。
令和 年 月 日				住所、商号、氏名（法人の場合は代表者名）を記入してください。
申請者				印
静岡県知事		様	知事名を記入してください。	個人の場合は、名称（屋号）と氏名を記入してください。
フリガナ 商号、名称又は氏名	シズカケンセツ 静岡建設(株)		事実上の営業所の所在地を記入してください。	
住所	郵便番号 (〇〇〇-〇〇〇〇)		電話番号(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇	
静岡県葵区〇〇町〇〇番〇号		個人の場合は記入不要です。		
法人である場合のフリガナ 代表者の氏名	シズカ セイタロウ 静岡清太郎		個人の場合は記入不要です。	
法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。)を含む。)の氏名及び役名等				
フリガナ 氏 名	役名等（常勤・非常勤）	フリガナ 氏 名	役名等（常勤・非常勤）	
シズカ セイタロウ 静岡 清太郎	代表取締役社長（常勤）	総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）については、「株主等」と記載してください。「株主等」の場合は、「常勤・非常勤」の別は記入不要です。		
スブ ジョウ 駿府 次郎	取締役（常勤）			
シマ イチロウ 三島 一郎	株主等			
個人の場合は記入不要です。		新規申請の場合は、記入不要です。		
申請時において既に受けている登録		(例) 静岡県知事（登23）□□□号		

裏面

法第31条に規定する者（技術管理者）の氏名		複数いる場合は全員記入してください。 （人数分の技術管理者の要件を満たす書類を提出する必要があります。）	
営業所の名称及び所在地			
フリガナ 名称 営業所の所在地を記入してください。		所在地 郵便番号（ - ） 電話番号（ ） -	
ホンシヤ 本社 マヅヱギョウシヨ 沼津営業所		静岡県葵区△△町△△番△号 郵便番号（〇〇〇-〇〇〇〇） 電話番号（〇〇〇）〇〇〇-〇〇〇〇 津市××町×番×号 郵便番号（×××-××××） 電話番号（×××）×××-××××	
未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所	法定代理人が個人である場合	フリガナ 氏名	
		住所	郵便番号（ - ） 電話番号（ ） -
	法定代理人が法人である場合	フリガナ 商号又は名称	
		住所	郵便番号（ - ） 電話番号（ ） -
		フリガナ 役員の氏名	役名等（常勤・非常勤）
他の都道府県知事の登録状況			
登 録 番 号		登 録 番 号	
(例) 愛知県知事（登24）第△△△号		他の都道府県で登録を受けている場合は記入してください。	

備 考

- ※印のある欄には、記入しないこと。
- 「新規・更新」については不要なものを消すこと。
- 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとする。
- 「営業所の名称及び所在地」の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなくすべての営業所について記載すること。

誓 約 書

登録申請者及びその役員並びに法定代理人及び法定代理人の役員は、
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第24条第1項各号に
該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

別記様式1号の申請者欄に準じて
記入してください。

印

知事名を記入し
てください。



静岡県知事

様

別記様式第3号（第4条関係）

他業者での経験の場合

実務経験証明書

下記の者は、解体工事に関し、下記の通り実務経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

証明者ごとに作成が必要です。

証明者 印

技術管理者の氏名	スフ ジロウ 駿府 次郎	生年月日	昭和〇〇年〇月〇日	使用された期間	平成 15 年 2 月 から
使用者の商号 又は名称	有限会社 ○△解体				平成 27 年 3 月 まで
職名	実務経験の			静岡市葵区追手町□番□号 有限会社 ○△解体 代表取締役 静岡 一郎	実務経験年数
現場主任	「●●邸解体工事」（木造建築物の解体）他3件				平成18年1月 から平成18年12月 まで
現場主任	「▲▲邸解体工事」（木造建築物の解体）他10件				平成19年1月 から平成19年12月 まで
現場主任	「◇◇邸解体工事」（木造建築物の解体）他4件				平成20年1月 から平成20年12月 まで
現場主任	「■■ビル解体工事」（鉄筋コンクリート構造物の解体）他5件				平成21年1月 から平成21年12月 まで
現場主任	「■▲ビル解体工事」（SRC構造の解体）他6件				1年分を1行になるよう必要な年数分記入してください。
工事係長	「**邸解体工事」（木造建築物の解体）				
工事係長	「※※ビル解体工事」（SRC構造物の解体）				
工事係長	「◎◎邸解体工事」（鉄筋構造物の解体）他4件				平成25年1月 から平成25年12月 まで
工事係長	「●▲邸解体工事」（鉄筋構造物の解体）他7件				平成26年1月 から平成26年12月 まで
工事係長	「▲△ビル解体工事（SRC構造の解体）他2件			平成27年1月 から平成27年3月 まで	
				年 月 から 年 月 まで	
使用者の証明を得ることができない場合	その理由				合計 満 9 年 2 月
					証明者と被証明者との関係 元社員

記載要領

- 1 この証明書は、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 2 「実務経験の内容」の欄には、従事した主な工事名、解体した建築物等の構造等を具体的に記載すること。

別記様式第3号（第4条関係）

自営の場合

実務経験証明書

下記の者は、解体工事に関し、下記の通り実務経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

証明者ごとに作成が必要です。

自営していた場合は、「使用された」を二重線で消し、「自営した」と書いてください。

証明者 静岡市葵区追手町口番口号
○△解体 静岡 一郎 印

技術管理者の氏名	シズカ イロウ 静岡 一郎	生年月日	昭和〇〇年〇月〇日	自営した 使用された期間	平成15 年 2 月 から 平成27 年 3 月 まで
使用者の商号 又は名称	○△解体				
職名	実務経験			自営した	実務経験年数
現場主任	「●●邸解体工事」（木造建築物の解体）他3件			自営していた商号又は名称を記入してください。	平成18年1月 から平成18年12月 まで
現場主任	「▲▲邸解体工事」（木造建築物の解体）他10件				平成19年1月 から平成19年12月 まで
現場主任	「◇◇邸解体工事」（木造建築物の解体）他4件				平成20年1月 から平成20年12月 まで
現場主任	「■■ビル解体工事」（鉄筋コンクリート構造物の解体）他5件				平成21年1月 から平成21年12月 まで
現場主任	「■▲ビル解体工事」（SRC構造の解体）他6件				平成22年1月 から平成22年12月 まで
工事係長	「**邸解体工事」（木造建築物の解体）他2件				平成23年1月 から平成23年12月 まで
工事係長	「※※ビル解体工事」（SRC構造物の解体）他8件				平成24年1月 から平成24年12月 まで
工事係長	「◎◎邸解体工事」（鉄筋構造物の解体）			工事名及び工事内容を具体的に書いてください。	平成25年1月 から平成25年12月 まで
工事係長	「●▲邸解体工事」（鉄筋構造物の解体）				平成26年1月 から平成26年12月 まで
工事係長	「▲△ビル解体工事（SRC構造の解体）他2件				平成27年1月 から平成27年3月 まで
					年 月 から 年 月 まで
使用者の証明を得ることができない場合	その理由	自営のためと記入してください。			合計 満 9 年 2 月
					証明者と被証明者との関係 本人

記載要領

- 1 この証明書は、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 2 「実務経験の内容」の欄には、従事した主な工事名、解体した建築物等の構造等を具体的に記載すること。

別記様式第4号（第4条関係）

(A4)

法人本人
又は
個人事業主本人

登録申請者

~~法人の役員~~
本人
~~法定代理人~~
~~法定代理人の役員~~

の調書

該当しないものを二重線で消してください。

現住所	郵便番号(〇〇〇-〇〇〇〇)		電話番号(〇〇〇)-〇〇〇-〇〇〇〇
	静岡県葵区△△町△△番△号		
フリガナ 商号、名称又は氏名	シズオカケンセツ 静岡建設株式会社	生年月日	法人本人の場合、記入不要です。 個人の場合は、事業主の生年月日を記入してください。
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		賞罰がない場合は、「なし」と記載してください。	
上記のとおり相違ありません。			
令和 年 月 日		氏名 静岡建設株式会社 代表取締役 静岡清太郎	

備 考

- 1 ~~法人の役員~~
本人
~~法定代理人~~
~~法定代理人の役員~~ については、不要のものを消すこと。
- 2 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「賞罰」の欄への記載を要さない。
- 3 「生年月日」の欄は、登録申請者が法人である場合は記載しないこと。
- 4 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

法人の役員 (役員毎に作成する。)	登録申請者	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 法人の役員 本 大 法 定 代 理 人 法定代理人の役員 </div>	の調書	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 該当しないものを二重線で消してください。 </div>
現住所	郵便番号(〇〇〇 - 〇〇〇〇)			
	静岡市葵区〇〇町〇〇番〇号		電話番号(〇〇〇)-〇〇〇 - 〇〇〇〇	
フリガナ 商号、名称又は氏名	シズカ セイタロウ 静岡 清太郎	生年月日	昭和〇〇年〇月〇日	
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容		
		賞罰がない場合は、「なし」と記載してください。		
		総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については「賞罰」の欄への記載は不要です。		
上記のとおり相	平成 年 月 日			
	氏名 静岡 清太郎			

備 考

- 1

法人の役員
 本 人
 法 定 代 理 人
 法定代理人の役員

 については、不要のものを消すこと。
- 2 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「賞罰」の欄への記載を要さない。
- 3 「生年月日」の欄は、登録申請者が法人である場合は記載しないこと。
- 4 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

解体工事業登録事項変更届出書			
この届出書により、次のとおり変更の届出をします。			
住所、商号、氏名（法人の場合は代表者名）を記入してください。		年 月 日	
知事名を記入してください。		届出者	印
静岡県知事 様		静岡市葵区△△町△△番△号 静岡建設株式会社 代表取締役 静岡清太郎	
フリガナ 商号、名称又は氏名	シヅカケンセツ 静岡建設株式会社	個人の場合は、名称（屋号）と氏名を記入してください。	
住 所	郵便番号(〇〇〇-〇〇〇〇)		
	静岡市葵区△△町△△番△号	電話番号(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇	
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	シヅカ セイタロウ 静岡清太郎	個人の場合は、記入不要です。	
登録番号	静岡県知事（登 〇〇 ）第 〇〇〇		
登録年月日	平成△△ 年 〇〇 月 〇〇 日		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
役員	清水 華子（常勤）	分別 静子（常勤）	令和〇〇年△月〇日
技術管理者	駿府 次郎	駿府 三次	令和〇〇年△月〇日
営業所の所在地 営業所の郵便番号 営業所の電話番号	沼津市××町×番×号 ×××-×××× (×××) ×××-××××	三島市〇〇町〇番〇号 ×〇〇-〇〇〇〇 (×〇〇) -××××	令和△△年△月△日 令和△△年△月△日 令和△△年△月△日

通 知 書

届出日を記入してください。

年 月 日

静岡県知事 様

知事名を記入してください。

住 所 静岡県静岡市△△区△△町△△番△号

届出者 氏名 静岡建設株式会社 代表取締役 静岡 清太郎

該当しないものを二重線で消して下さい。

氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要であること。

次のとおり建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項第1号の建設業許可に係る登録等に関する省令第1条の規定により通知します

般・特は該当する方(いずれにも該当する場合があります。)を記入してください。

建設業許可番号

国土交通大臣 静岡県知事 許可(般-04)第999999号

建設業許可業種

解体工事業 取得した建設業許可の業種(土木・建築・解体)を記入してください。

建設業許可年月日

平成30年4月1日

解体工事業登録番号

静岡県知事(登3)第9999号

解体工事業登録年月日

令和3年10月21日

最新の解体工事業登録を受けた日を記入してください。

(注)

- 1 建設業許可通知書の写しを添付すること。
2 住所の欄には、法人にあつては、その主たる事務所の所在地を記入すること。
3 氏名の欄には、法人にあつては、その名称及び代表者の氏名を記入すること。

都道府県知事許可を取得した場合には、都道府県名を記入してください。

届出日を記入してください。

年 月 日

廃業等届出書

静岡県知事 様

知事名を記入してください。

住所 [静岡県静岡市△△区△△町△△番△号]

届出者

氏名 [静岡建設株式会社
代表取締役 静岡 清太郎]

[氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要であること。]

次のとおり第○項の規定によ

最新の解体工事業登録を受けた日を記入してください。

ので、建設工事に係る資材の再資源化等に関

最新の解体工事業登録番号を記入してください。

登録
登録年月日
廃業等の年月日

静岡県知事(登 03) 第 9999 号
令和3年 10月 21日
令和4年 4月 1日

「廃業等の理由」に該当した日を記入してください。

※廃業等の理由

- 1 死亡したため
- 2 法人が合併により消滅したため
- 3 法人が破産により解散したため
- 4 法人が合併及び破産以外の理由により解散したため
- ⑤ 静岡県の区域内において解体工事業を廃止したため

該当するものに○をつけてください。

届出者と解体工事業者
※であった者との関係

相続人・元法人の代表役員・破産管財人・清算人・**本人**

(注)

- 1 ※印の欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 届出者と廃業した者が異なる場合は、届出者との関係が確認できる書面を添付すること。
- 3 住所の欄には、法人にあつては、その主たる事務所の所在地を記入すること。
- 4 氏名の欄には、法人にあつては、その名称及び代表者の氏名を記入すること。